

退職資金交付業務方法書施行細則

（目的）

第1条 この細則は、退職資金交付業務方法書（以下「業務方法書」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（維持会員の資格の喪失日）

第2条 維持会員の資格の喪失の日は、次のとおりとする。

区 分	資 格 の 喪 失 日
(1) 脱退（定款第51条第1号）	脱退申出書に記載した脱退の日
(2) 掛金を1年を超えて滞納（定款第51条第2号）	最初に滞納した掛金の納入期日の翌日から起算して1年を超えた日
(3) 大学及び短期大学、専門職大学及び専門職短期大学並びに高等専門学校の廃止	所轄庁の認可において廃止とされた日
(4) 学校法人の解散（私立学校法第109条第1項第4号に定める場合を除く。）	
イ 私立学校法第109条第1項第1号	解散の効力発生日（所轄庁の認可の日）
ロ 私立学校法第109条第1項第2号	解散の効力発生日（所轄庁への届出の日）
ハ 私立学校法第109条第1項第3号	解散の効力発生日（所轄庁の認可の日）
ニ 私立学校法第109条第1項第5号	解散の効力発生日（破産宣告の日）
ホ 私立学校法第109条第1項第6号	解散の効力発生日（解散命令の日）

（民事再生手続き開始後の維持会員の資格の喪失）

第3条 民事再生法に基づく民事再生手続きの申立を行った維持会員は、理事長にその旨を届け出るものとする。

2 裁判所が再生手続開始の決定をした日の属する月の前月の末日をもって、維持会員資格を喪失するものとする。ただし、維持会員が資格継続の必要理由を記載した申請書を理事長に提出し、理事長が特別の事情があると認めた場合には、その資格を喪失させないことができる。

3 理事長は、前項ただし書きの規定による資格の喪失をさせないときは、原則として再生債権の届出期間までに、資格喪失日に遡及して維持会員の資格継続を承認するものとする。この承認は、民事再生法第174条第1項に基づく再生計画認可の決定がなされなかった場合又は再生計画認可の決定が確定しなかった場合には、遡及的に効力を失う。

4 理事長は、前項によって維持会員の資格継続を承認した場合であっても、民事再生法第174条第1項に基づく再生計画認可の決定が確定するまでは、掛金を請求しないものとしまた退職資金を交付しないものとする。

（加入金の免除）

第4条 維持会員の資格を喪失した学校法人（第2条第3号及び第4号により資格を喪失した学校法人を除く。）のうち再加入をしようとするものは、業務方法書第7条第1項ただし書きの規定による加入金の納入の免除を理事長に申出るものとする。

2 理事長は、前項の申出があった場合においては、次により取扱うものとする。

- (1) 第2条第1号の脱退により維持会員の資格を喪失した学校法人が再加入をする場合は、加入金の納入を免除する。
- (2) 前号に掲げる場合以外で、特別の事情があると理事長が認めたときは、加入金の納入を免除することができる。

(掛金の納入の猶予)

第5条 業務方法書第9条第1項ただし書きの規定による掛金の納入の猶予を受けようとする維持会員（その権利義務を承継する者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に掛金の納入の猶予を申出るものとする。

(1) 掛金の納入が困難となった特別の事情（災害その他やむを得ない事由に限るものとする。）

(2) 掛金の納入の猶予期間

2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合においては、2年の範囲内で納入期限を付して、掛金の納入の猶予をすることができる。

(特別の事情を有する維持会員に係る掛金率)

第5条の2 業務方法書第9条第6項の規定に定める特別の事情は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員であって、令和6(2024)年度の掛金率（基本掛金率の適用を受ける会員を除く。）により算出された掛金額で、令和9(2027)年度において、業務方法書別表第4の規定に定める収支差額指数（以下「収支差額指数」という。）が、マイナス3以内に改善されることが見込まれるとき。

(2) 業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であって、令和6(2024)年度の掛金率により算出された掛金額で、令和9(2027)年度において収支差額指数が、改善されることが見込まれるとき（前号に該当する場合を除く。）。)

(3) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員（令和3(2021)年度において業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であった者のうち、業務方法書第9条第6項の規定に定める特別の事情により、令和6(2024)年度の掛金率を令和3(2021)年度の補正掛金率とした者に限る。）であって、令和6(2024)年度の掛金率により算出された掛金額で、令和9(2027)年度において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき（前2号に該当する場合を除く。）。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員のうち、その学校の学部、学科等の設置その他の事由により登録教職員の数を著しく増加させたことに伴って、業務方法書別表第4に定める方法により算定した補正掛金率により算出される掛金額が急激に増加する者であって、令和6(2024)年度の掛金額と同水準の掛金額で、令和9(2027)年度において収支差額指数が改善することが見込まれるとき。

2 前項の適用を受けようとする維持会員は、原則として前年度の10月末日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に掛金率の変更を申し出るものとする。

(1) 維持会員の過去3年間の計算書類

(2) 維持会員の今後5年間の収支見込を証する書類等

(3) 維持会員の今後5年間の登録及び退職予定者数を証する書類

3 理事長は、前項の申出（第1項第4号に該当するものを除く。）があった場合において、当該年度の掛金率を令和6(2024)年度の掛金率とすることができる。ただし、第1項第2号又は第3号に該当する場合であって、維持会員の収支差額指数の改善の見込の程度を勘案し、当該年度の掛金率を令和6(2024)年度の掛金率に適宜の率を加算した率とすることが適当と認めるときは、当該加算した率とすることができる。

4 理事長は、第2項の申出（第1項第4号に該当するものに限る。）があった場合において、当該年度の掛金率を令和6(2024)年度の掛金額と同水準の掛金額を納入するものとして算定した率とすることができる。

(延滞金の徴収の免除)

第6条 業務方法書第10条第3項ただし書きの規定による延滞金の徴収の免除を受けようとする維持会員（その権利義務を承継する者を含む。）は、その徴収の免除を理事長に申出るものとする。

2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合においては、次により取扱うものとする。

(1) 維持会員の資格喪失日以降に発生する延滞金については、その徴収を免除する。

(2) 前号に掲げる場合以外で、特別の事情があると理事長が認めた場合には、理事長はその徴収を免除することができる。

(特別納付金の納入の免除)

第7条 維持会員又は資格喪失後の学校法人（その権利義務を承継する者を含む。以下「維持会員等」という。）であって、業務方法書第10条の2第1項ただし書の規定による特別納付金の納入の免除を受けようとするものは、その納入の免除を理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合においては、次により取り扱うものとする。

- (1) 私立学校法第109条第1項第5号に規定する破産により学校法人が解散した場合には、当該学校法人に係る特別納付金の納入を免除することができる。
- (2) 前号に定める場合のほか、特別の事情がありかつ特別納付金の納入を免除する必要があると認めるときは、特別納付金の納入を免除することができる。

(特別納付金の納入の猶予)

第8条 業務方法書第10条の2第1項ただし書きの規定による特別納付金の納入の猶予を受けようとする維持会員等は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に特別納付金の納入の猶予を申出るものとする。

- (1) 特別納付金の納入が困難となった特別の事情（災害その他やむを得ない事由に限るものとする。）
- (2) 特別納付金の納入の猶予期間

2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合においては、2年の範囲内で納入期限を付して、特別納付金の納入の猶予をすることができる。

(特別納付金の納入の分割)

第8条の2 業務方法書第10条の2第1項ただし書きの規定による特別納付金の納入の分割を受けようとする維持会員等は、次に掲げる事項を記載した申出書により、理事長に特別納付金の納入の分割を申出るものとする。

- (1) 特別納付金の納入の分割を受けようとする理由
- (2) 特別納付金の納入の分割を受けようとする金額及びその納入期日等を記載した計画
- (3) 当該維持会員等の財務状況がわかる資料

2 理事長は、維持会員等から前項の申出があった場合において、相当と認めるときは、原則として15年の範囲内で、特別納付金の納入の分割を認めることができる。

(退職資金交付限度額)

第8条の3 業務方法書第11条第4項の規定による退職資金交付限度額は、平均退職資金額〔前々年度末までに退職した教職員に係る退職資金（業務方法書第12条第1項の規定を適用された者については、その額とする。以下同じ。）の累積額（業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。）を前々年度末におけるこの法人の加入年数（1年未満の端数は切り上げる。）で除して得た額（1円未満の端数を切り捨てる。）〕に7を乗じて得た額に、前々年度3月分までの掛金の累積額及び前年度掛金相当額（前年度4月分掛金額に12を乗じて得た額）を加算した額から、前々年度末までに退職した教職員に係る退職資金の累積額を控除して得た額とする。ただし、各教職員に係る退職資金の額を退職資金の交付請求がなされた順に累積した場合に、本項本文で得た額の範囲内で最終順位の教職員に係る退職資金の額が満額に満たないときは、当該教職員に係る退職資金の額が満額に満つるまでの差額分を加えた総額を、退職資金交付限度額とする。

2 理事長は、特別の事情があるときは、理事会の議を経て、前項の退職資金交付限度額を変更することができる。

3 前項による退職資金交付限度額の変更を受けようとする維持会員は、当該退職資金交付限度額が適用される年度の前年度12月末までに、その変更を理事長に申出るものとする。

(学校法人への通知及び理事会への報告)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、速やかに当該学校法人に通知し、理事会に経過等を報告するものとする。

- (1) 第2条の規定により維持会員の資格を喪失したとき。
- (2) 第3条の規定により維持会員の資格を喪失したとき又は資格を喪失させなかったとき。
- (3) 第4条の規定により加入金の納入を免除したとき。
- (4) 第5条の規定により掛金納入を一定の期間猶予したとき。

- (5) 第5条の2の規定により補正掛金率を変更したとき。
- (6) 第6条の規定により延滞金の徴収を免除したとき。
- (7) 第7条の規定により特別納付金の納入を免除したとき。
- (8) 第8条の規定により特別納付金の納入を猶予したとき。
- (9) 第8条の2の規定により特別納付金の納入の分割を認めたとき。
- (10) 第8条の3第2項の規定により退職資金交付限度額を変更したとき。

（電子情報処理組織）

第10条 この細則において「電子情報処理組織」とは、この法人の提供する電子計算機と当該電子計算機の利用につき維持会員の使用する入出力装置とを電気通信回線で接続し、この法人への退職資金交付に係る届出等の手続の処理を行い、これに付随して電子情報の確認、閲覧等を可能とするものをいう。

- 2 電子情報処理組織は、この法人が利用を認めた者以外の者は、使用することができない。
- 3 この法人は、維持会員に電子情報処理組織を利用するための識別符号を発行する。
- 4 維持会員は、前項の識別符号について、厳重に管理するものとし、紛失、漏えい等による不正利用の防止に努めなければならない。

（電子情報処理組織の管理等）

第11条 維持会員は、自己の責任と判断に基づいて電子情報処理組織を使用し、この利用に伴って生じる情報及び通信の際に発生する各種電文を管理するものとする。

- 2 維持会員は、電子情報処理組織を使用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を準備し、電子情報処理組織の使用が可能な状態におくものとする。
- 3 この法人及び維持会員は、保有する個人情報について厳重に管理するものとし、紛失、漏えい等による不正利用の防止に努めなければならない。
- 4 この法人は、維持会員が電子情報処理組織を使用したことにより生じた損害について、この法人が電子機器の使用に対し安全対策を講じなかった場合又はこの法人に責がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

（電子情報処理組織の利用における禁止事項）

第12条 維持会員は、電子情報処理組織の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 電子申請及びこれに付随した電子情報の確認、閲覧等を行う目的以外での利用
- (2) 電子情報処理組織に対する不正アクセス等電子情報処理組織の管理及び運営を故意に妨害する行為
- (3) その他電子情報処理組織の運用に支障を及ぼす行為
- 2 この法人は、維持会員が前項各号に掲げる行為をした場合又は行うおそれがあると認められる場合は、事前に通告することなく、維持会員による電子情報処理組織の利用を停止又は制限することができるものとする。

（電子情報処理組織の利用時間等）

第13条 電子情報処理組織の利用時間は、理事長が別に定める。ただし、電子情報処理組織を構成する機器等の保守点検その他やむを得ない事由であって緊急を要する場合には、維持会員への事前通知なしに運用の停止を行うことがある。

（この法人への加入申請手続等）

第14条 学校法人は、定款第48条第3項の規定による維持会員になろうとする場合は、加入申込書を原則として当該学校法人が加入しようとする年度（以下「加入年度」という。）の前年度の3月末日までに理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の提出があった場合において、加入を承認するときは、当該学校法人に対し加入承認書をもって速やかに通知するものとする。
- 3 前項の承認を受けた学校法人は、この法人が指定した日までに電子情報処理組織を使用してこの法人に教職員の登録を行うものとする。
- 4 この法人は、前項の登録があった場合には、当該学校法人に対し、その処理結果を速やかに通知するものとする。

(教職員及び維持会員の情報変更等に係る手続)

- 第 15 条 維持会員は、教職員の登録、登録情報の変更、休職等、復職等又は退職があった場合には、事項発生日の翌月 10 日までに電子情報処理組織を使用してその旨をこの法人に届け出るものとする。
- 2 維持会員は、維持会員の登録情報の変更があった場合には、速やかに電子情報処理組織を使用してその旨をこの法人に届け出るものとする。
- 3 この法人は、前 2 項の届出があった場合には、当該維持会員に対し、その処理結果を速やかに通知するものとする。
- 4 維持会員は、負担金を口座振替により納入しようとする場合は、預金口座振替依頼書をこの法人に提出するものとする。
- 5 維持会員は、業務方法書第 11 条第 3 項の規定による交付率の適用を受けようとする場合は、当該交付率が適用される年度の前年度の 8 月末日までに電子情報処理組織を使用して理事長に申し出るものとする。
- 6 第 1 項及び前項の期日までに届出又は申出がなかった場合は、維持会員及び教職員の状況について変更すべき点なかったものとみなすものとする。

(退職資金の交付請求)

- 第 16 条 維持会員は、業務方法書第 14 条の規定による退職資金の交付を請求しようとする場合は、電子情報処理組織を使用して退職金受給者の受領を証する文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添えた退職資金交付申請書をこの法人に提出するものとする。
- 2 維持会員は、この法人が前項で提出を受けた文書で退職金受給者の退職金の受給の事実又は支給した退職金の額を確認できない場合は、電子情報処理組織を使用してこの法人の必要とする事項が記載された文書をこの法人に提出するものとする。
- 3 維持会員は、業務方法書第 11 条第 4 項ただし書の規定により交付を受けることができなかった退職資金の交付を請求しようとする場合は、翌年度以降に第 1 項の規定により請求するものとする。
- 4 維持会員は、業務方法書第 12 条第 3 項第 2 号に規定する退職した教職員又はその遺族に対し、退職金を支給しない場合は、電子情報処理組織を使用してその旨とその理由をこの法人に届け出るものとする。
- 5 維持会員は、すでに退職資金の交付の決定を受けた退職資金交付申請書に変更があった場合は、理由を添えて、速やかに文書により理事長に申し出るものとする。
- 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の提出等は、文書により行うことができるものとする。
- 7 この法人は、第 1 項の請求があった場合において、退職資金の交付を決定したときは、当該維持会員に対し、退職資金交付額決定通知書及び退職資金交付額内訳書により通知するものとする。

(定時決定)

- 第 17 条 維持会員は、業務方法書第 5 条第 2 項の規定による教職員の俸給月額を届け出ようとする場合は、毎年 1 月末日までに電子情報処理組織を使用してこの法人に届け出るものとする。ただし、掛金の納入を一時停止している教職員については、俸給月額の変更を行わない。
- 2 この法人は、前項の届出があった場合は、当該維持会員に対し、その処理結果を速やかに通知するものとする。
- 3 第 1 項の期日までに届出がなかった場合は、教職員の状況について変更すべき点なかったものとみなすものとする。

(確定事項の変更)

- 第 18 条 維持会員は、次の各号に掲げる確定した事項について変更を行おうとする場合は、理由を添えて文書により理事長に申し出るものとする。
- (1) 第 14 条第 3 項で登録した教職員の俸給月額又は登録の日
- (2) 第 15 条第 1 項で届け出た教職員の俸給月額又は登録、休職等、復職等若しくは退職の日
- (3) 前条で届出した教職員の俸給月額
- 2 理事長は、維持会員から前項の申出があった場合において、やむを得ないものと認めるときは、前項各号に掲げる事項の変更を行うものとする。ただし、当該申出が事項発生日から 5 年以上の期間が経過しているときは、理事会の議を経て、変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により変更した場合であっても、既に維持会員ごとに適用されている掛金率は変更しない。

(休職、復職等による掛金の取扱い)

第 19 条 業務方法書第 9 条第 7 項の規定に定める教職員の掛金の納入を一時停止しようとするとき又は再びその者の掛金を納入しようとするときの掛金の取扱いは、その事項発生月の翌月から適用するものとする。

(維持会員に適用する掛金率の算定等)

第 20 条 業務方法書第 9 条第 4 項の規定に定める基本掛金率を決定する維持会員ごとの平均在職年数は、定時決定時(適用年度の前年 10 月 31 日までに登録された教職員(退職者を除く。))の 11 月 1 日現在)の在職期間により算定するものとする。ただし、維持会員の加入年度の基本掛金率を算定する在職期間は、0 年とする。

2 業務方法書第 9 条第 4 項の規定に定める維持会員ごとの掛金率の適用期間は、定時決定時の翌年 4 月から翌々年の 3 月までとする。

(期限の取扱い)

第 21 条 維持会員等は、業務方法書及びこの細則の規定に納入、申出等の期日がある場合には、曜日、休日等にかかわらず、当該期日までに納入、申出等を行うものとする。

(督促及び延滞金の算定方法等)

第 22 条 この法人は、維持会員等が掛金又は特別納付金について、その納入期日から 20 日を超えて未納である場合には、業務方法書第 10 条又は第 10 条の 3 に規定する督促状を当該維持会員等に発するものとする。

2 滞納している掛金額又は特別納付金額の 1,000 円未満は、延滞金計算の対象としない。

3 延滞金に 10 円未満の金額がある場合は、これを切り捨てる。

(領収証の取扱い)

第 23 条 この法人は、維持会員が納入した負担金等について、特段の申出がない場合には金融機関が発行する当該負担金等の振込を証する文書をもって領収証の発行に代えることができる。

(様式)

第 24 条 第 14 条、第 16 条及び第 22 条に定める文書の様式は、理事長が別に定める。

(補則)

第 25 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成18年6月21日第78回理事会)

(施行期日)

この施行細則は、平成 18 年 6 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成19年6月20日第80回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第 3 条第 3 項、第 3 条第 4 項、第 7 条第 2 項及び第 7 条第 3 項(削除)の規定は、平成 19 年 6 月 21 日から、第 8 条の 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成20年3月13日第81回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第 8 条の 2 及び第 13 条第 3 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成21年3月12日第84回理事会)

(施行期日)

1 この改正施行細則の第 5 条の 2、第 7 条第 2 項、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 8 条の 3 第 4 項(削除)、第 9 条及び第 18 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度において改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第1項の適用を受けようとする維持会員は、原則として平成21年11月末までに、改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第2項の各号に掲げる書類を添えて、理事長に補正掛金率の変更を申し出るものとし、この申し出があった場合には、改正後の退職資金交付業務方法書施行細則第5条の2第2項の申し出があったものとみなす。

附 則 (平成23年3月9日第91回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第8条の3及び第13条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月13日第96回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第5条の2第1項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月13日第96回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第2条及び第10条の規定は、公益財団法人設立登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 (平成26年6月4日第4回理事会)

(施行期日)

- 1 この改正施行細則の第8条の3第1項及び次項の規定は、平成26年6月5日から施行する。
(維持会員の退職資金の累積額に関する規定の読替え)
- 2 維持会員(平成26年6月改正前の業務方法書第17条に規定する退職資金の交付を受けた者に限る。)の退職資金の累積額に関する改正後の第8条の3第1項の規定の適用については、同項中「業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く」とあるのは、「平成26年6月改正前の業務方法書第17条に規定する退職資金及び業務方法書第4条第2項に規定する掛金等によらない資金による退職資金を除く」とする。

附 則 (平成26年6月4日第4回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第10条第1項、第3項、第4項及び第5項、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条並びに第21条の規定は、平成26年11月1日以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日から施行する。

(参考)

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について

(平成26年7月31日理事長決定)

電子申請等の導入に伴う退職資金交付業務方法書、退職資金交付業務方法書施行細則、文書取扱規程及び個人情報保護規程の一部改正(平成26年6月4日第4回理事会)の施行期日は、平成26年11月4日とする。

附 則 (平成27年2月23日第6回理事会)

(施行期日)

この改正施行細則の第16条から第17条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月3日第7回理事会)

(施行期日等)

- 1 この改正施行細則の第5条の2第1項、第3項及び第4項、第8条の3第1項、第13条第3項、第17条並びに第18条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第5条の2第1項、第3項及び第4項の規定は、平成28年4月分以降の掛金について適用し、同年3月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日第 18 回理事会）
（施行期日等）

- 1 この改正施行細則の第 5 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに次項の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 8 条の 3 第 1 項並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第 5 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 31 年 4 月分以降の掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の施行細則第 8 条の 3 第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に交付する退職資金について適用し、同日前に交付する退職資金については、なお従前の例による。

（退職資金交付限度額に関する経過措置）

- 4 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度の収支差額指数がマイナス 7 を下回る維持会員については、改正後の施行細則第 8 条の 3 第 1 項の規定は、収支差額指数がマイナス 7 以内となった年度の翌々年度の 4 月 1 日以降に交付する退職資金について適用し、同日前に交付する退職資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3（2021）年 2 月 22 日第 26 回理事会）
（施行期日等）

- 1 この改正施行細則の第 5 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに次項の規定は、令和 3（2021）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第 5 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 4（2022）年 4 月 1 日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和 4（2022）年 2 月 28 日第 29 回理事会決定）
（施行期日）

この改正施行規則の第 5 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6（2024）年 2 月 20 日第 34 回理事会）
（施行期日）

この改正施行細則の第 10 条から第 25 条までの規定は、令和 6（2024）年 10 月 1 日以降の日であって、退職資金交付業務に係る電子情報処理組織のシステム開発等の状況を勘案して理事長が定める日から施行する。

（参考）

電子情報処理組織の更新に伴う退職資金交付業務方法書等の一部改正の施行期日について

（令和 6（2024）年 10 月 3 日 理事長決定）

電子情報処理組織の更新に伴う次の規程の一部改正の施行期日は、令和 6（2024）年 10 月 28 日とする。

退職資金交付業務方法書施行細則 令和 6 年 2 月 20 日第 34 回理事会決定
第 10 条から第 25 条までの規定

附 則（令和 6（2024）年 6 月 4 日第 35 回理事会）
（施行期日等）

- 1 この改正施行細則の第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 5 条の 2 並びに第 7 条の規定は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第 5 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 7（2025）年 4 月 1 日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年 3 月 31 日までの登録している教職員に係る掛金については、なお従前の例による。